

滋賀県個人情報保護条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号整備法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うため、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）ほか2条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県個人情報保護条例の一部改正

ア 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならないこととします。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報を利用することができることとします。（第1条による改正後の第8条の2関係）

イ 保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去および提供の停止の手続については、本人の委任による代理人についても本人に代わって行うことができることとします。（第1条による改正後の第13条～第15条、第24条、第28条、第29条、第36条、第37条関係）

ウ 保有特定個人情報の利用等について、この条例の規定に違反している場合または番号利用法の規定に違反している場合には、利用の停止、消去または提供の停止の措置を請求できることとします。（第1条による改正後の第36条関係）

エ 利用目的以外の目的のための利用、事案の移送および利用の停止を請求することができる保有特定個人情報または保有個人情報から情報提供等記録を除くこととします。（第2条による改正後の第8条の2、第34条、第36条関係）

オ 情報提供等記録の訂正を実施した場合において必要と認めるときは、総務大臣および番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者または情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項および第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、通知することとします。（第2条による改正後の第35条関係）

(2) 次に掲げる条例について、番号整備法による住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の一部改正に伴う条項の移動等により、必要な規定の整理を行うこととします。（第 3 条、第 4 条関係）

ア 滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成 14 年滋賀県条例第 15 号）

イ 滋賀県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年滋賀県条例第 34 号）

(3) その他

ア この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとします。ただし、(2) は平成 27 年 10 月 5 日から、(1) のエおよびオは平成 29 年 5 月 30 日までの間において規則で定める日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県個人情報保護条例等の一部を改正する条例案

1 番号利用法の施行に伴う滋賀県個人情報保護条例の改正

番号利用法第31条の規定に基づき、国の行政機関の長等が特定個人情報情報の保護のために講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、県が保有する特定個人情報情報の適正な取扱い等を実施するために必要な措置を講じます。

◎ 番号利用法での特定個人情報に関する主な取扱い

- ・一般法（行政機関個人情報保護法等）よりも厳格な個人情報保護措置を規定
- ・個人番号等の特定個人情報行政機関等においてどのように取り扱われているのかを本人が知る手段の充実

◎ 番号利用法の主な内容とそれに対応する条例の主な改正内容は次のとおりです。

番号利用法の規定		滋賀県個人情報保護条例の改正
第2条	番号利用法の規定のうち条例に所要の改正を必要とする規定	→ 条例案要綱(3)イ（平成27年10月5日施行）
第20条	①定義規定 ②特定個人情報収集制限規定	・必要な定義規定 ・取得の制限規定から特定個人情報情報を除外
第29条	行政機関個人情報保護法等の特例 特定個人情報の取扱いに関し、 ①目的外利用を人の生命財産の保護のために必要な場合等に限定 ②開示、訂正、利用停止請求について、任意代理人による手続を認める ③利用停止請求ができる場合に番号利用法違反の場合を追加	→ 条例案要綱(1)ア、イ、ウにより措置（平成28年1月1日施行） ・特定個人情報情報の目的外利用を国と同じ内容に限定 ・開示(13条等)、訂正(28条等)、利用停止(36条等)請求について、任意代理人による手続規定を追加 ・利用停止請求ができる場合に番号利用法違反の場合を追加
第30条	情報提供等の記録についての特例 特定個人情報のうち情報提供等記録の取扱いに関し、 ①目的外利用の禁止 ②開示、訂正請求について任意代理人による手続を認める ③訂正についての通知先を総務大臣、情報照会者、情報提供者とする	→ 条例案要綱(1)エ、オにより措置（平成29年5月30日までに施行） ・情報提供等記録の目的外利用を禁止 ・第36条の規定から情報提供等記録の利用停止請求を除外することにより、開示、訂正のみ任意代理人による手続を認める。 ・情報提供等記録の訂正通知先を番号利用法と同様に規定

2 番号整備法の施行に伴う関係条例の改正

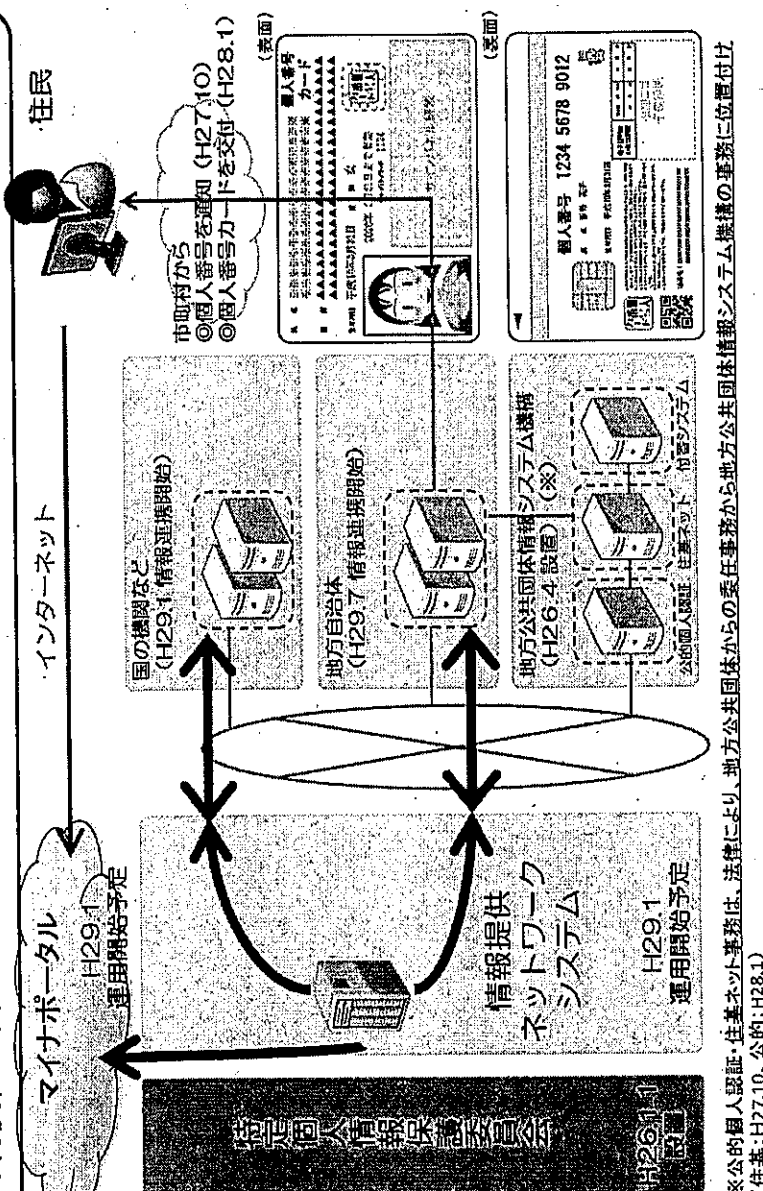
番号整備法の施行に伴い、住民基本台帳法が改正されることに伴う所要の規定整備のため、滋賀県住民基本台帳法施行条例および滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の改正を行います。（平成27年10月5日施行）

滋賀県住民基本台帳法施行条例の改正（条例案要綱(2)ア）		滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の改正（条例案要綱(2)イ）
・引用条項の移動および文言変更（第2条から第9条） ・指定情報処理機関制度の廃止に伴う手数料条項の削除（第10条）		・引用条項の移動および文言変更（第3条第3項） ・指定情報処理機関制度の廃止に伴う改正（第3条第3項）

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の概要

マイナンバー制度とは、

- 複数の機関で保有する個人情報が同一人の情報であることを確認するための仕組みであり、この仕組みを用いて、他の機関が保有する個人情報が同一人に関する情報を正確に把握することにより、社会保障・税制度の効率性・透明性を向上し、住民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）となるもの



※公的個人認証・住基ネット事務は、法律により、地方公共団体からの委任事務から地方公共団体情報システム機構の専務に位置付け
(住基：H27.10、公的：H28.1)

付番

住民一人一人に、重複することのない12ケタの番号を個人番号(マイナンバー)として付番

- ・地方公共団体情報システム機構(J-IDS)が個人番号を生成し、市町村が個人番号を住民に通知 <H27.10.5 ~>

情報連携

複数の機関が保有する同一人の個人情報について、個人番号を利用して紐付けし、相互に活用する仕組み

- ・国が設置する「情報提供ネットワークシステム」に国・各地方公共団体等の各種システムを接続し、システム上で個人情報をやりとり
- ・情報連携をすることができるときは、法律により明確に規定(法律の定め)に準ずる事務についても、条例を制定し、特定個人情報保護委員会への届出で可となる予定)

本人確認

住民が本人であることや個人番号の真正性を個人番号カード等により証明するための仕組み

- ・個人番号カードの交付(市町村事務) <H28.1.1 ~>
- ・地方公共団体情報システム機構が運営する公的個人認証(インターネット)による申請等で個人を特定し証明する仕組みを搭載したICチップを個人番号カードに装備

特定個人情報(※)の保護措置

※特定個人情報・・・個人番号を含む個人情報

- ・個人番号は法律に定める事務・用途に限定して利用可(独自利用事務や庁内における情報の授受についても条例に規定すれば可)
- ・特定個人情報の漏えい、目的外利用を防ぐため、特定個人情報の取扱いについて一般の個人情報に対する保護よりも厳格な保護措置(地方公共団体では法令の他に条例においても規定)・罰則を規定
- ・国の特定個人情報保護委員会が特定個人情報の取扱いを監視
- ・特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務について、事前の特定個人情報保護評価を実施
- ・情報提供等記録開示システム(マイナンバー)により、住民は自分の特定個人情報などのように取り扱われているかについて確認することが可能

滋賀県個人情報保護条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>第3条～第5条 省略</p> <p>(取得の制限)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>(利用および提供の制限)</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、または取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</p> <p>(5)～(7) 省略</p> <p>第3条～第5条 省略</p> <p>(取得の制限)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取得するときは、本人から取得しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>(利用および提供の制限)</p>

<p>第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関内において利用し、または当該実施機関以外のもへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、または当該実施機関以外のもへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>2 省略</p>
<p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用して、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>(追加)</p> <p>第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用して、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>
<p>第9条～第12条 省略</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、</p>	<p>第9条～第12条 省略</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、</p>

開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

3 省略

（保有個人情報の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者または成年被後見人の法定代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号および第3号、次条第2項ならびに第23条第1項および第3項において同じ。）の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報

(2)～(7) 省略

第16条～第23条 省略

（開示の実施方法）

第24条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求者に対して当該開示決定に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合において、開示請求者は、実施機関に対して、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（第13条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、法定代理人等）であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。）

3 省略

（保有個人情報の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者または成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、法定代理人等）が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号および第3号、次条第2項ならびに第23条第1項および第3項において同じ。）の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報

(2)～(7) 省略

第16条～第23条 省略

（開示の実施方法）

第24条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求者に対して当該開示決定に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合において、開示請求者は、実施機関に対して、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（第13条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、法定代理人等）であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。）

<p>2 省略</p> <p>第25条 省略</p>	<p>(他の制度等との調整)</p> <p>第26条 実施機関は、法令または他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が第24条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合は、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令または他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 省略</p>	<p>2 省略</p> <p>第25条 省略</p>	<p>(他の制度等との調整)</p> <p>第26条 実施機関は、法令または他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が第24条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合は、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令または他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 省略</p>
<p>2 省略</p> <p>第25条 省略</p>	<p>(他の制度等との調整)</p> <p>第26条 実施機関は、法令または他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(第24条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合は、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令または他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 省略</p>	<p>2 省略</p> <p>第25条 省略</p>	<p>(訂正請求権)</p> <p>第28条 省略</p> <p>2 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 省略</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第29条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の場合において、訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定に</p>
<p>2 省略</p> <p>第25条 省略</p>	<p>(訂正請求権)</p> <p>第28条 省略</p> <p>2 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 省略</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第29条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の場合において、訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定に</p>	<p>2 省略</p> <p>第25条 省略</p>	<p>(訂正請求権)</p> <p>第28条 省略</p> <p>2 未成年者または成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあつては、法定代理人等)は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 省略</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第29条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の場合において、訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定に</p>

よる訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

4 省略

第30条～第35条 省略

(利用停止請求権)

第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令または他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第5条第2項の規定に違反して保有されるとき、第6条第1項もしくは第2項の規定に違反して取得されるとき、または第8条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止または消去

よる訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人等）であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

4 省略

第30条～第35条 省略

(利用停止請求権)

第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令または他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有個人情報の利用の停止または消去

ア 第5条第2項の規定に違反して保有されるとき。

イ 第6条第1項または第2項の規定に違反して取得されるとき。

ウ 第8条第1項または第8条の2の規定に違反して利用されているとき。

エ 番号利用法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき。

オ 番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(2) 第8条第1項もしくは第9条または番号利用法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定

定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 省略

（利用停止請求の手続）

第37条 省略

2 前項の場合において、利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

3 省略

第38条以下 省略

は、法定代理人等は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 省略

（利用停止請求の手続）

第37条 省略

2 前項の場合において、利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、法定代理人等）であること）を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

3 省略

第38条以下 省略

滋賀県個人情報保護条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項および第2項第2号の規定により記録された特定個人情報という。</p> <p>(5)～(8) 省略</p> <p>第3条～第8条 省略</p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために実施機関内で利用することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。</p> <p>第9条～第21条 省略</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4)～(7) 省略</p> <p>第3条～第8条 省略</p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために実施機関内で利用することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。</p> <p>第9条～第21条 省略</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報から提供さ</p>

<p>れたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等をするに き正当な理由があるときは、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができ ない。 2 および 3 省略</p>	<p>が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等をするに 議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合 において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面 により通知しなければならない。 2 および 3 省略</p>
<p>第23条～第33条 省略</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第34条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が第22条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等をするに正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 2 および 3 省略</p>	<p>第23条～第33条 省略</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第34条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が第22条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等をするに正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができ ない。 2 および 3 省略</p>
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣および番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者または情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項および第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条から第39条までにおいて同じ。)が次の各号のいずれかにかに該当する</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣および番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者または情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項および第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条から第39条までにおいて同じ。)が次の各号のいずれかにかに該当する</p>

報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報利用の停止、消去または提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令または他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 省略

2 未成年者または成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人等）は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 省略

第37条以下 省略

すと認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報
を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができ
る。ただし、当該保有個人情報利用の停止、消去または提供の停止（以
下「利用停止」という。）に関して法令または他の条例の規定により特別
の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 省略

2 未成年者または成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報（情報提
供等記録を除く。次条第2項において同じ。）にあつては、法定代理人等）
は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請
求」という。）をすることができる。

3 省略

第37条以下 省略

滋賀県住民基本台帳法施行条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 (県の責務)</p> <p>第2条 県は、<u>法第30条の5第1項</u>に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の利用および提供に関し、本人確認情報の安全確保のために必要な対策を策定し、およびこれを実施するものとする。 (本人確認情報を提供する区域内の市町の執行機関および提供に係る事務)</p> <p>第3条 <u>法第30条の7第4項第2号</u>に規定する県の区域内の市町の執行機関（以下「区域内の市町の執行機関」という。）および事務は、別表第1のとおりとする。 (区域内の市町の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第4条 知事が行う<u>法第30条の7第4項</u>の規定による同条第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報（以下「保存期間に係る本人確認情報」という。）の区域内の市町の執行機関への提供（同条第4項第2号に掲げる場合における提供に限る。）は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。 (本人確認情報の利用に係る事務)</p> <p>第5条 <u>法第30条の8第1項第2号</u>に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。 (本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および提供に係る事務)</p> <p>第6条 <u>法第30条の8第2項</u>に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）および事務は、別表第3のとおりとする。 (知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p>	<p>第1条 省略 (県の責務)</p> <p>第2条 県は、<u>法第30条の6第1項</u>に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の利用および提供に関し、本人確認情報の安全確保のために必要な対策を策定し、およびこれを実施するものとする。 (本人確認情報を提供する区域内の市町の執行機関および提供に係る事務)</p> <p>第3条 <u>法第30条の13第1項</u>に規定する条例で定める県の区域内の市町の市町長その他の執行機関（以下「区域内の市町の執行機関」という。）および事務は、別表第1のとおりとする。 (区域内の市町の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第4条 知事が行う<u>法第30条の13第1項</u>の規定による<u>法第30条の8</u>に規定する都道府県知事保存本人確認情報（<u>法第7条第8号の2</u>に掲げる個人番号を除く。以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の区域内の市町の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。 (本人確認情報の利用に係る事務)</p> <p>第5条 <u>法第30条の15第1項第2号</u>に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。 (本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および提供に係る事務)</p> <p>第6条 <u>法第30条の15第2項</u>に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）および事務は、別表第3のとおりとする。 (知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p>

<p>第7条 知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。</p> <p>(利用および提供の状況の公表)</p> <p>第8条 知事は、毎年、知事が行う保存期間に係る本人確認情報の利用および提供の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。</p> <p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第9条 法第30条の9第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第52条第1項に規定する滋賀県個人情報保護審議会とする。</p> <p>(情報提供手数料の額)</p> <p>第10条 法第30条の10第5項に規定する情報提供手数料の額は、同条第1項に規定する指定情報処理機関(以下単に「指定情報処理機関」という。)が行う法第30条の7第3項の規定による国の機関等に対する本人確認情報の提供(以下単に「本人確認情報の提供」という。)に要する費用を本人確認情報の提供の見込件数で除して得た額を基礎として、指定情報処理機関が定める。</p> <p>2 指定情報処理機関は、本人確認情報の提供に要する費用または本人確認情報の提供の見込件数の増減を勘案し、必要があると認めるときは、前項の情報提供手数料の額の改定を行うものとする。</p>	<p>第7条 知事が行う法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。</p> <p>(利用および提供の状況の公表)</p> <p>第8条 知事は、毎年、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報の利用および提供の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。</p> <p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第9条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第52条第1項に規定する滋賀県個人情報保護審議会とする。</p>
<p>別表第1～別表第3 省略</p>	<p>(削除)</p> <p>別表第1～別表第3 省略</p>

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>第1条・第2条 省略</p> <p>(指定のために必要な手続)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、申請に係る特定非営利活動法人の役員が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合で、知事が同法第30条の8第1項の規定により当該役員に係る本人確認情報（同法第30条の5第1項の本人確認情報をいう。以下同じ。）を利用するときおよび同法第30条の7第5項の規定により他の都道府県の知事（同法第30条の10第1項の規定により同項の指定情報処理機関に行わせている場合）については、当該指定情報処理機関）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるときは、第1項の申請書には、前項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条・第2条 省略</p> <p>(指定のために必要な手続)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、申請に係る特定非営利活動法人の役員が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合で、知事が同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る本人確認情報（同法第30条の6第1項の本人確認情報をいう。以下同じ。）を利用するときおよび同法第30条の11第1項の規定により同法第30条の2第1項の地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるときは、第1項の申請書には、前項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。</p> <p>以下省略</p>